

平成 28 年 7 月 19 日  
長野県信用農業協同組合連合会

## 「農業で豊かなライフスタイル応援資金」創設について

長野県 J A バンク（県下 20 J A ・ 県信連）では、このたび長野県が実施する「農業で豊かなライフスタイル応援資金利子補給事業」に対応する専用資金を創設することとなりました。

本資金は、「農ある暮らし」による新しいライフスタイルを求める農業者の就農を支援し、多様な働き方や暮らし方の定着と農業農村の活性化を図ることを目的とする同利子補給事業に対応し「自ら農業を営む小規模兼業農家」「定年後帰農する（した）給与所得者」および「I ターン就農者」を対象とする専用商品です。

貸付対象者には一定の要件がありますので、詳しくはお近くの J A バンク窓口までご相談下さい。

長野県 J A バンクでは、今後も行政と協力しながら多様な担い手農業者などのライフスタイルに応じた金融面でのサポートに取り組んで参ります。

### <専用資金概要>

- 資 金 名 : 『農業で豊かなライフスタイル応援資金』  
貸付対象者 : 55 歳以上の農業者および県外から移住した農業者（以下のとおり）  
資金使途 : 農機具、農業資材、農地等の取得費用  
貸付限度 : 250 万円以内  
貸付利率 : 0.00%（県の利子補給により借入者負担なし）  
貸付期間 : 7 年以内（うち据置期間 2 年以内）  
取扱開始 : 平成 28 年 8 月 1 日（予定）  
取扱期限 : 平成 29 年 3 月 31 日

※長野県 J A バンクの本資金は県下 20 J A のみの取扱いとなります。

※別途保証機関の保証料が必要となります。

### <貸付対象者>

自ら農業を営み、または農業に従事しようとする個人のうち 55 歳以上の方または過去 3 年間に県外から長野県に移住した方で次の（1）（2）両方を満たす方。

- （1）経営耕地面積が 10 ㍓以上（※）である者、または過去 3 年間のうちの少なくとも 1 年間における農産物の総販売額が 15 万円以上である者。

※利用権を設定する地区の下限面積が 10 ㍓未満の場合にはその下限面積以上の経営耕地面積とする。

- （2）農業近代化資金など国および県が融資もしくは利子の全部または一部に相当する額を補給する農業制度資金の貸付対象に該当しない者。

以 上

【連絡先】 長野県信連 農業部 農業金融課  
担当 北原、浅川

TEL 026-236-2080 FAX 026-236-2079